

事 務 連 絡
令和6年6月19日

一般社団法人 日本生殖医学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することとします。

ついては、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

別紙

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

生殖補助医療については、令和5年度より、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」において、生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関及び精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関についての情報収集及び公表をしてきました。

令和6年度以降について、引き続き当該医療機関の情報収集及び公表を行うとともに、新たに一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関の情報についても情報収集及び公表することといたしますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 一般不妊治療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。

<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>

- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

※ 昨年度含め下記の登録期間以前に登録した医療機関についても、（3）の期間に再度登録が必要となります。

（3）登録期間

令和6年8月1日（木）～令和6年8月31日（土）

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、（4）でお示しする事務局にご連絡ください。

（4）連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail：clinic-information@funin-fuiku-cfa.com